

みやぎグリーン・ツーリズム アドバイザー派遣事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------------------	--------	--------------------

趣 旨

グリーン・ツーリズムに関連する都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「グリーン・ツーリズム活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、グリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等を「みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し、県内の地域資源を活用した多様なグリーン・ツーリズム活動の推進を図るものである。

事 業 内 容

1 概要

県はグリーン・ツーリズム活動を支援するため、次の事項について助言及び指導を必要とするグリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 国庫補助事業等により整備したグリーン・ツーリズム関連の交流施設等の利用の向上について
- ③ その他、グリーン・ツーリズム活動の推進のために必要と認められる事項について（経営改善、景観づくり、地域デザイン、地域ネットワークづくり、郷土史・芸能、郷土地理・気象、食品開発・生産方式、販売・マーケティングに関することなど）

2 アドバイザーの選定・登録

アドバイザーは、上記1の①から③について、専門分野を含めた総合的な地域活性化に必要な知識と経験を有し、かつ東北六県内に活動の拠点を置く者から、選考委員会において対象者を選定し、承諾を得て登録する。登録期間は2年以内とする。

なお、派遣を受けようとする者が自らアドバイザーとなり得る者を指名することも可能としており、この場合は別に選考委員会で審査の上、追加で登録する。

3 派遣対象者

派遣対象となるのは、グリーン・ツーリズム活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

補 助 率

県費 100%

事 業 実 施 期 間

平成17年度～平成24年度